

垂水市告示第 71 号

垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱を次のように定めた。

平成 29 年 6 月 5 日

垂水市長 尾 脇 雅 弥

垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 垂水市新庁舎の建設に関し必要な事項を審議するため、垂水市新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

(1) 新庁舎建設の基本構想に関すること。

(2) 新庁舎の位置、建設規模、建設時期、整備手法等に関すること。

(3) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市内の公共的団体からの推薦者

(3) その他市長が必要と認める者

(委員の委嘱期間)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の意見聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求め、意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。

(委員会の招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により委員長が定められていない場合にあっては、市長が委員会を招集する。